

令和 3 年度  
第 2 回小牧市国民健康保険運営協議会  
議 事 録

令和 3 年 1 2 月 1 6 日（木）午後 2 時 3 0 分から  
小牧中部公民館 3 階 会議室 2

令和3年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和3年12月16日(木) 午後2時30分から
- 2 場所 小牧中部公民館3階 会議室2
- 3 出席者 [被保険者代表]  
今村究委員、穂積光恵委員、佐藤章子委員  
加藤美智子委員  
  
[保険医等代表]  
吉田雄一委員、酒井義仁委員、高野健市委員  
船橋きみえ委員、上野智委員  
  
[公益代表]  
松岡和宏委員、石黒恵三委員  
  
[市側、事務局職員]  
伊藤福祉部長、松永福祉部次長  
保険医療課 澤田課長、菊山係長、福光係長、太田主事
- 4 欠席者 小澤尚司委員
- 5 署名委員 佐藤章子委員、船橋きみえ委員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 [議事録]  
[開会 14時30分]

【司 会】 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は公益代表の小澤尚司様のご都合により欠席とご連絡をいただいております。

また、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、ご報告いたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

令和3年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会次第がA4サイズで1枚です。小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針の改正についての資料が諮問資料として1枚です。

お手元の資料のご確認をお願いいたします。不足等ございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

まず初めに、石黒会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会 長】 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますように小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針の改正についての諮問が予定されております。小牧市国民健康保険の財政の根幹に関わる重要な議題であります。皆様のご意見を伺いながら協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【司 会】 ありがとうございます。

続きまして、伊藤福祉部長から挨拶申し上げます。

【伊藤部長】 改めまして、こんにちは。福祉部長の伊藤です。

本日はご多用の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より本市の保険医療行政をはじめ、福祉行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本日の運営協議会では、国民健康保険税率等の見直しに

関する諮問をお願いしております。

詳細は後ほどご説明させていただきますが、令和4年度において資産割を廃止しようとするものでございます。資産割は居住用資産など収益性のない固定資産も対象になることや、固定資産税との重複課税と捉えられる方も見えるなど、もともと課題が多くございました。

また、県が示す標準保険料率には資産割がないことや、県内でも資産割を課す市町村がごく少数となったことにもよりまして、資産割を廃止しようとするものでございます。

また、3年間分の保険税率を3年ごとに設定するとしておりましたが、保険税率の設定について、令和5年度以降は毎年度見直しをしようとするものでございます。これは、保険税率の見直しに大きな影響を与える県への納付金の金額の予測が困難になったことから、県から納付金の仮算定額が示されてから次年度の保険税率の見直しをしようとするものでございます。

委員の皆さんには、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願い申し上げて、会議開催の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】 続きまして、今回は委員の皆様、小牧市国民健康保険税率等の改正についてをご審議いただくため、ただいまから諮問書を伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

【伊藤部長】 それでは、諮問書を朗読させていただきます。

「小牧市国民健康保険税率等の改正について。

このことについて、国民健康保険法第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項1. 平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針を、添付いたしました別紙（案）のとおり改正する。」

でございます。よろしくお願いいたします。

【司 会】 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。が、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営

協議会規則第3条の定めによりまして、石黒会長にお願いいたします。

【会長】 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から本日の委員の出席者の報告をお願いいたします。

【福光係長】 ただいまの出席委員は11名であります。

【会長】 過半数の委員の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。

次に、小牧市国民健康保険運営協議会規則第8条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。

佐藤委員と船橋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました諮問から、まず小牧市国民健康保険税率等の改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【澤田課長】 保険医療課長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1. 諮問、小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針の改正について説明をさせていただきます。

委員の皆様には、概略ということで1枚、事前に送付させていただいておりますが、改めて諮問資料として説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、お手元の諮問資料をご覧ください。

令和4年度の国保税率について、1. 平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針の変更についてでございます。

まず、これまでの経緯を改めて説明させていただきます。

国民健康保険税率については、平成29年12月20日に決定した平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針において、平成30年度分から令和2年度分まで決定し、税率等を改正してまいりま

した。

令和3年度保険税率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に及ぼす影響を鑑み、資産割税率を除き令和2年度水準とし、令和3年度に令和4年度、令和5年度分の国民健康保険税率等を定めることとしており、本年度11月に県から納付金仮算定額が示されたため、税率等見直し方針の見直しを行いました。

今回、方針を見直す点は2つ、1つ目は、資産割税率の廃止時期を当初方針の令和9年度から令和4年度に繰り上げること。2つ目は、令和5年度以降の保険税率等について、各前年度に定めようとするのでございます。

方針を見直す理由ですが、資産割税率の廃止については、先ほど部長からお話ございましたが、固定資産の所有が必ずしも担税力につながらないにもかかわらず、居住用資産等、収益性のない固定資産も課税対象となっていること。固定資産税との重複課税と考える方もみえ、理解を得にくいこと。社会保険、後期高齢者医療など他の健康保険には資産割がなく、不公平感があること。県内においては、令和3年度に資産割税率を賦課しているのは9市町村とごく少数になったこと。このような理由から資産割税率の廃止時期を令和9年度から令和4年度に繰り上げようとするものでございます。

次に、令和5年度以降の保険税率等の改正時期について説明いたします。

平成30年度の国保制度改革により、県が国保財政運営の責任主体となり、県内全体の保険給付費等を推計し、各市町村ごとに保険事業費納付金を決定することとなりました。各市町村はこの納付金を納めるための財源として、被保険者から保険税を徴収しております。

県が示す納付金の金額は、これまで毎年減少が続いてきましたが、先月19日に県から示された令和4年度分納付金仮算定額は一転して増加となり、その額も令和3年度より1億5,000万円と大幅な増となりました。

納付金の増減の動向は、国保財政にも大きな影響を与え、国が示す決算補填等目的繰入金の解消にも影響を及ぼすため、今後の動向が読めない状況においては、各年度に納付金仮算定額が示された後、併せて示される標準保険料率を参考に保険税率等を決定しようとするものでございます。

2といたしまして、令和4年度の税率案の考え方についてでございます。

平成29年度の保険税率改正時には、制度改革により納付金仮算定額が43億8,000万円と示されたため、大きく保険税率を引上げ、決算補填等目的繰入金の削減をしなくてはならないことになりましたが、急激な税率の引上げは被保険者への負担が大きいと判断し、激変緩和策として1世帯当たりの平均上昇を1年当たり約3,600円、約2.7%、最大上昇率は8%とする改正としました。今回の改正においても、激変緩和策の範囲内で保険税率の見直しを行いたいと考えております。

なお、令和4年度については、資産割額以外の税率改正を行うものの、資産割額の廃止の影響と納付金額の大幅な増加により、一般会計からの決算補填等目的繰入金は増加する見込みでございます。

裏面をお願いいたします。

3といたしまして、令和4年度の税率案についてでございます。

令和3年6月の被保険者の人数、所得状況をベースとして、(2)で説明いたしました激変緩和策の範囲内で試算し、設定した保険税率は表のとおりであります。

令和4年度保険税率の設定においては、資産割税率はゼロ、基礎課税分の世帯別平等割額を引き下げますが、その他の項目は引上げとなります。1世帯当たりの平均課税額は2,927円、2.0%減少し、上昇する方でも最大上昇は7.9%となりました。これは激変緩和策を講じたことや、資産割額の廃止の影響によるものでございます。

このページの中ほどですが、モデル世帯の税額の比較で

ございます。

両親と子どもの4人世帯の例と、年金収入のみの夫婦2人世帯の例で、それぞれに上段が「固定資産なし」、下段が「固定資産あり」の例となっており、所得区分もそれぞれ3パターン記載しております。中央の所得163万円のモデルは、国保加入世帯の平均所得を使用して試算したものでございます。

4人家族で固定資産なしの場合は、所得50万円の世帯で年間5,400円、5.9%増、所得163万円の世帯で年間1万5,400円、6.8%増、所得300万円の世帯で年間2万5,900円、7.1%増となります。

固定資産税15万円の場合、所得50万円の世帯で年間2万2,100円、18.8%減、所得163万円の世帯で年間1万3,000円、5.1%減、所得300万円の世帯で年間3,000円、0.8%の減となります。

年金収入のみの2人世帯の場合、所得50万円の世帯で年間1,200円、3.8%増、所得163万円の世帯で年間5,200円、4.3%増、所得300万円の世帯で年間1万900円、4.9%増となります。

固定資産税15万円の場合、所得50万円の世帯で年間2万6,300円、44.4%減、所得163万円の世帯で年間2万2,300円、15.1%減、所得300万円の世帯で年間1万6,600円、6.7%減となります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【会 長】 事務局の説明が終わりました。

皆様からのご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【今村委員】 今の説明で大体は分かったんですけども、モデル世帯の税額の比率ということで、例えば163万円の家庭で総トータル、要するに資産割がなくなって、それで平等割額だとか、均等割額だとか、そういったものの総トータルしたものが令和3年だと22万7,500円、それから、令和4年ですと24万

2,900円ということですか。国民健康保険の一家庭の全ての税額がこれだけということですか。

【澤田課長】 所得が163万円というのは、加入された方の総所得ということですね。このモデルですと、夫婦で収入があるのが世帯主で、世帯主の所得が163万円、あと配偶者の所得はなしでお子さん2人、固定資産税がない場合ですと、税額が、低所得世帯の軽減の2割軽減がかかって、3年度の保険税率では22万7,500円で、4年度については24万2,900円になります。

【今村委員】 今回の改定でいくとこういふふうになるということですね。

【澤田課長】 そうですね。最大でも8%には行かないように上限をセットさせていただきましたので、固定資産税のない方については、基本的に増額になる傾向がありますが、それでも、右の300万円の方ですと7.1%と、8%に及ばないようにセットさせていただきました。

【今村委員】 この金額は、平成29年のときの金額と比べるとかなり上がっているんですか、それとも下がっているんですか。

今回改定するのが家庭にとって負担増になるのか、負担減になるのか、その辺りはどうなのかなど、トータルで。

【澤田課長】 一つの指標として、1人当たりあるいは1世帯当たりの保険税率の調定額でお話をさせていただきますと、29年度は1世帯当たりで14万5,925円というのが平均の調定額でございましたけれども、それ以降、30年度14万8,303円、元年度15万2,847円、2年度は15万3,535円と少しずつ引き上げてきましたが、3年度については少し税率を抑えましたので、資産割分だけは下がっています。今度4年度についても、固定資産をお持ちの方は下がっていきましますし、税率はちょっと上げておりますので、ない方については少し上がっていきます。トータルでは、平均では2,927円下がりますけれども、個別で見ていくと資産割のない方については上がっていき、資産割のある方はほとんど下がるということですね。

【高野委員】 すみません、1ついいですか。

要するに所得があるところは国保保険税率もアップして

いる傾向にあり、所得はないけど固定資産は持っているという人たちが、どちらかというと思恵をうけるという変更になるわけですね。

それは、理由としては9市町村とごく少数となったとか、それから、固定資産税との重複課税と考える方が多くて理解が得にくいと言うけど、だけど、これ、裏返すと所得税と重複課税という見方もできませんか。

とすれば、私は固定資産税との重複課税と考える方があって理解が得にくいということ。それから、あと他の社会保険や後期高齢者に資産割がないということだけど、じゃあこれが正しいのか。

そういう議論は国とかとどこまで行っているのか、ちょっとよく分からないですけど、つまり私の考え方からすると、所得にだけ税金がかかっていると。固定資産税にはかからなくなっていくと。

傾向としては、子どもさんを育てているような現役世代で、まだ家も持っていない、ちょっと持ちたいなと思っているような、本当にお金の要る世代に、国民健康保険税率が上がるようになるのではないかなと思うんですけども。この試算を見るとそういう傾向があるように思うので、他の市町村がやっているから追従すればいいというもんじゃないと思います。

特に若い人たちの29年度が14万5,000円だった税額が15万3,000円になる、平均というのがね。資産は持っていないけれど、取りあえず所得はあるという現役世代の負担がどんどん増えてくる。最初の変更理由のときに税率の公平性がないという理由で変えるということなんですが、そこで規則自身に公平性があるんでしょうか、そこを問いたいという気になるような変更だと思います。

【伊藤部長】 資産割につきましては、もともと固定資産をお持ちの方で、それに応じた収入が昔はあった。それを鑑みて、所得割を抑えながら固定資産を持ってみえる方にはそれだけの担税力であればということで、4方式といいます、資産割と

というのが導入されてきたということで承知しております。

ただ、昨今につきましては、先ほど申しましたように居住用の固定資産だったり、収益を全然生まないような固定資産もいっぱいあって、特に高齢者の方ですと、持ち家に住んでいるが、年金は国民年金しかないという方などもあり、固定資産分が非常に負担になっているということもありまして、ほとんどの市町村がなくなっているということは、固定資産をなくして、収入のある方にご負担をお願いする。つまり所得割のほうに移ってきたということになります。

今回についても、小牧は資産割を一気に廃止せず10年で徐々にやっていこうとしておりましたが、先ほど申しましたように固定資産の課題が、土地はあるけれどもなかなかその収入はないのだと。それに対して課税負担がちょっと重いというご意見もある中で、これを見直していこうということでした。

ほかの健康保険についても、特に健保は固定資産は算定基準になりませんし、後期についても2方式といたしまして、賦課には均等割と所得割しかないのです、そういう意味では、この資産割の課題を早期に解決するため、廃止することは、能力に応じてご負担いただけるのではないかとということでもやらせていただこうとするものです。

あとは先ほどありましたように、県の標準保険料率の使う方式が、3方式といたしまして資産割がありません。ですから、その算定方法に合わせていくという考え方もありまして、この資産割を短期間で廃止させていただこうとするものでございます。

【高野委員】 説明は分かりましたけれども、公平性という意味でいくと本当にそれで公平なのかなと思います。

【会 長】 よろしいですか。ご意見として伺っておくということで。

【伊藤部長】 少し繰り返しのご説明になりますけど、所得割と資産割については応能割といたしまして、負担能力のある人からたくさんいただきましょうという考えがまず1つ。

それだけではなくて、やはりそれだけの受益を受けている人については均等にもらいましょうという考えが応益割とといいます。応益割については、1人当たりいくらだとか、1世帯当たりいくらというのがある均等割額、平等割額というもので、応能割額、負担能力がある人については、申し訳ないけど少し余分に払ってもらいましょうという考え方が所得割額、資産割額というものです。

その負担能力に応じて国民健康保険税を払っていただきましょうという考えですけど、国民健康保険税の制度ができた当時については、それなりの資産、土地、家屋をたくさん持っている人については、それなりにたくさん払っていただきましょうという考え方が一般的でございました。それが時代とともに変わってきまして、細かい理論的な話になるとちょっと難しくなりますが、やはり昨今についてはそれが適さない。市の課税ですので、他の市町に持っている固定資産には税がかからないとか、そういう税の不公平感があるというようなことが出てきました。それをもちまして、新しい健康保険制度である後期高齢者医療制度では、この資産割を導入しておりません。

また、平成20年度に愛知県と市町村が広域化した団体の標準の保険税率を示しました。その段階で示されたのが3方式という資産割がない保険税率が標準と示されたこともあり、各市町が賦課方式を見直し、資産割を廃止する市町村がかなり増えて、平成20年以前については4方式、資産割がある方式が一般的でしたけど、標準保険税率が示されたこと、昨今の状況から見て資産割を廃止する市町村が出てきたことがありまして、今は9市町村まで減ってきたということでございます。

小牧市においてもこの課題を早期に解決すべきということで、本来なら平成30年度から10年間かけてなだらかに減らしていこうというような予定をしておりましたが、4年間なだらかに減らして、もう課題を一気に解決しようということで、減らす部分については1年間で、もう来年度、

一気になくしましょうというのが今回の諮問の内容になっております。

【吉田委員】 他の市町に固定資産を持っている場合は、それは除外されておるわけですか。

【伊藤部長】 今の制度ではそうですね。

【吉田委員】 それはまさに不公平ですね。

【高野委員】 伊藤部長のご説明で少し分かりましたけど、後期高齢者医療そのものが、そうすると他の市町にある資産については全くかかっていないということになるわけですね。それが公平なんですか。

【伊藤部長】 何をもって公平なのかというのは難しいところです。

もともと国のほうは、賦課の制度として、資産割と平等割だけの2方式でも、資産割と均等割と平等割の3方式でも、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式でもいいよと言っているんで、どの方式も認められた方式ではあります。どれが本当に平等なのかというのは、この3つの2方式、3方式、4方式で賦課することはどれもが間違いではありません。

【高野委員】 今やっている方法も間違いではないですよ。

【伊藤部長】 間違いではないです。ただ、分かりやすい方法というと、やはり隣の市町と同じ方法だったり、県が示している方法と合わせるのが分かりやすい方式だと思います。

【高野委員】 分かりやすさではなくて、平等性はどうでしょうか。

【伊藤部長】 先ほど申しましたように、資産割が他の市町に持っている資産にはかからないとか、資産といっても本来は貯蓄とか、いろんな資産がありますが、そういうところにはかからないというところがありますので、やはりそこは課題が多いだろうということでやめる市町村が多くなってきましたし、県が示す標準保険料率においても資産割は採用されなかったという理解をしております。

それで今新たに、フラットでどの方式がいいかといったら、今資産割は選ばれないというのが現状だと思います。

【吉田委員】 愛知県の小牧だけが資産割がありますよと言われて、小牧

に住みたいですかということになる。

【酒井委員】 最終的には、愛知県は1つの方式になるんですね。

【伊藤部長】 現在、保険料率をどのように統一するかはまだ全然決ま  
ていませんが、例えば後期のように県内全部一緒の率にす  
るというふうであったり、納付金ベースであったり、いろ  
いろ構想はしているところですけど、今年から検討が始ま  
ったところですよ。

他県では令和6年にもやるとかという話もありますが、  
愛知県ではまだそこまではいってなくて、現状は県が示  
す標準の保険料率だったり、納付金を基にそれぞれの市町  
村で保険税率を決めるという状態です。

ただ、県が示す保険料率というのが3方式、資産割がな  
く、それを参考にしていこうと思いますと、やはり資産割  
を賦課するというのは、なかなか算定しづらいということ  
になるかと思っています。

名古屋市はさらに2方式といいまして、世帯にかかる平  
等割もないところもありますので、それぞれ先ほど高野委  
員が言われたように、全て正しいのですが、どこに負担が  
かかるかということになってくると思います。

今まで資産割だった分については、その分所得割が抑え  
られてきた部分がございますけれども、先ほど申しました  
ような理由で、所得のない方が資産割を払うのはたいへん  
だということで、これをなくすことがより皆さんの負担の  
公平性につながるのではないかと考えております。

【会 長】 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【高野委員】 1つだけ質問していいですか。

実際、今の、滞納者とか払えないという率、つまり資産  
割があるために払えないパーセンテージが多いのか、それ  
以外の比率のほうが高いのか、どっちが多いんですか。

【澤田課長】 収納率を出す中で、滞納者の中に資産割ありの割合が多い  
のかどうかまでは、申し訳ありませんが、分析しておりま  
せん。

ただ、そういうお声もありまして、窓口でお話をさせて

いただきましたも、固定の資産割がいくらですよとお話をさせていただくと、これ、住んでいるだけの家なんですけど、何でこれにかかるんですかという話があったり、先ほど部長からもありましたように、名古屋からとか他市から転入されたときに、なぜ資産割があるんですかという話もあって、やはりそういう意味では、あることのよさもありますが、今の時期においては、それがあつてでなかなかご理解いただけない部分も多いということでありましたので、それを廃止させていただくこととしました。

【高野委員】 資産割を続けることのデメリットがそんなに大きく思えません。資産割のデメリットが大きい、例えばそれは指標の一つとして、払えないご家庭がどっちのほうが多いのかとか、そういう分析をした上で諮問していただけると話が分かりやすいんですけど。

これは周りがやっているからとか、名古屋がやっているから、愛知県がやっているから、これじゃあ小牧市に住みに来る人が少なくなるんじゃないかということから、それで決めることではないと私は思うので、こういう質問をするんですけどね。

【福光係長】 収納率と直結するものではありませんが、所得区分ごとに資産割がかかっている人がどれだけいるかという表が、先回の会議の折にお配りした事業概要の中にあります。こちらのほうで所得が100万円以下の世帯が資産割がかかっている世帯の3割以上を占めております。所得が100万円以下の世帯というと、たいてい軽減がかかる世帯が多くなります。しかし、資産割は軽減の対象外なので、立派な家に住まわれていると、収入がない人であっても資産割がかかってくることになってしまいます。

例えば、私、窓口でご相談を受けていると、去年と今年とすごく税金が変わったんだけど何でと言つてご相談にみえる方があって、去年と今年を比べてみると、ご両親から家だったり、何かを相続した加減で資産割が上がつてしまい、その方自身は障害年金しかもらっていないという方で

あっても、障害年金であれば非課税になるので均等割、平等割は7割軽減がかかるのに、資産割だけは普通の金額がかかってしまいます。そうすると、1年間の納税額がすごく上がってしまい、障害年金の中から支払っていくのにたいへんな負担になるということで、ちょっと困ったわというお話を受けることがあります。

【高野委員】 分かります。それは事例としては分かるんですが、だから、どっちのほうがあるのという。

【吉田委員】 よく分かりましたよ、私は。たいへんよく分かりました。

【高野委員】 逆に言うと子どもさんが小さいし、収入はそこそこ、ないわけじゃないけど3人育てているとか、そういう家庭でこんな高い税率では払えないわ的な話が出てこないのかなという側面もあるので、それでこうやって聞かせてもらっているんですけれどもね。

若い世代の人たちのほうが、「先生、薬を安くして」と言うケースが圧倒的に多いんですよ。3割負担であるとか、そういうことももちろんあるんですけれども、ご高齢で収入が年金しかないよという人たちよりも、そういう人たちのほうが圧倒的に多いので、私はそれを危惧しているんです。本当に若い人たちに負担を増やすような傾向にしているのかどうかちょっと心配なので、意見を述べさせてもらいました。

だから、そういう分析がしていないんだったら、僕も何とも言いようがないので、肌感覚でそう思っているだけなので。「安い薬に変えて」は、圧倒的に若い人が多いです。

【会 長】 ありがとうございます。

あとご意見がありましたら伺えればと思いますが、よろしいですか。

(発言なし)

皆さんお忙しいと思いますので、できましたら、本日、結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議なしということですので、本日、諮問のありました小牧市国民健康保険税率等の改正についての案を改正することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。

では、賛成多数でありましたので、小牧市国民健康保険税率等の改正については、案のとおり改正をすることに決定いたしました。

本日、決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただけたら私と松岡副会長が代表して答申を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、3の議題1. 諮問につきまして、以上で終わります。

委員の皆様、何かありましたらお願いできればと思っております。

よろしいですか。

(発言なし)

特にないようでありましたら、議事は終了させていただきたいと思っております。

それでは、4のその他として事務局からご報告がありましたら、よろしくをお願いいたします。

【澤田課長】 その他として特に用意はしておりません。

本日ご審議いただきました内容、貴重なご意見もありがとうございました。この議事録につきましては、作成次第、また署名をいただきに伺わせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、いただきました答申を受けまして、3月に開催します令和4年第1回定例会に国保税率の改正について、条例改正案を提出したいと考えております。

また、国から国保税の限度額、限度額といえますのは、

たとえ所得がどれだけ高くても、一定の額以上は納めなくてもいいですよという金額で、今ですと全部で99万円がこの限度額になっていますが、これについて、医療分と高齢者支援分について引上げをするという話がありました。

また2月頃になりますが、第3回の本協議会を開催いたしまして、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、皆様、交通安全にご注意いただきまして、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

【会長】 それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。

〔閉会 15時21分〕

上記のとおり、令和3年12月16日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和4年2月1日

会長 石黒 恵三 

署名委員 佐藤 章子 

署名委員 船橋きみえ 